

藤沢市議会告示第1号

藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月9日

藤沢市議会議長

山 口 政 哉

藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
藤沢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年藤沢市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第5号」を「第4号」に改め、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5号の規定は、令和8年6月14日から施行する。